

## 4月30日は南丹市長選挙の投票日です

投票できる方は、日本国民で昭和61年5月1日以前に生まれた方であり、引き続き南丹市の区域内に3カ月以上住所を有する方（平成18年1月22日以前に住民登録された方）です。

投票時間は午前7時から午後8時までです。

**※投票所入場券は4月24日頃に送付します。投票所入場券は密閉式の葉書サイズで、中に4人分までの入場券が入るようになっています。表・裏面を開けて、それぞれ各人のものを切り離して投票所に持参してください。**

### 《期日前投票（不在者投票）について》

仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも投票ができます。

**期 間** 4月24日から4月29日まで  
**時 間** 午前8時30分から午後8時まで  
**場 所** 南丹市各支所

次の不在者投票の対象となる方以外は、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きがなく投票しやすくなっています。

（不在者投票）

- ①仕事先・旅行先などの選挙人名簿登録地以外の市区町村で行う投票
- ②病院、老人ホーム等の施設で行う投票
- ③選挙期日（投票日）当日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達しない場合等

### 《郵便による不在者投票について》

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障害のある方については、郵便を利用して自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月26日までに投票用紙等の請求をしなければならないため早めの手続きが必要となります。

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、もう一度証明書を確認いただき有効期限が切れていないか確認を願います。有効期限が切れていましたら再度申請願います。